

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年3月4日付・保医発0304第5号、令和2年3月6日適用)により、下記内容の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。 謹白

◎ 新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2核酸検出	1,800点 (保険医療機関以外に委託する場合) *保険医療機関以外に委託しない場合は1,350点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)核酸検出は、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は1,800点を算定し、それ以外の場合は1,350点を算定する。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記の点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記の点数をさらに1回に限り算定できる。

なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年2月18日健感発0218第3号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記の点数を算定する。

なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

● 受託に関する詳細は弊社営業担当にご相談ください。

※なお、出検可能施設については現時点で制限がありますので、厚労省からの関連通知をご参照ください。

厚労省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

自治体・医療機関向けの情報一覧(新型コロナウイルス感染症)＝通知・事務連絡(2020年3月4日掲載分)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html